



給与支払報告書の提出について

担当 税務課 市民税係

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

給与を支払った方は、給与支払報告書の提出が必要です

令和5年中に給与・賃金など(専従者給与やパート、アルバイト代も含みます)を支払った方は、給与・賃金などを、受け取った方が令和6年1月1日現在で、実際に居住する住所地の市町村税務担当課に給与支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。

税務課からのお知らせ

令和6年度給与支払報告書を提出した方の中で、令和6年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。

給与支払報告書の作成について

令和5年中に給与・賃金などを支払った方(個人・法人を問いませんが、給与・賃金などを受け取った方について、給与支払報告書を作成し提出してください。

- 提出期限/1月31日(※)
● 提出先・提出物/ 仙北市税務課市民税係
● 総括表:1枚
● 個人別明細書:給与・賃金などを受け取った方1人につき1枚
● 提出方法/給与支払報告書(総括表)を先頭に、給与支払報告書(個人別明細書)を特別徴収者と普通徴収者とを仕切り紙で明確に区分して提出ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付額について

【問合せ】税務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

所得税や個人市・県民税の申告における社会保険料控除として国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を計上する際は、次のとおり年間納付額をご確認ください。

Table showing '納付額証明書【見本】' with columns for '国民健康保険税' and '後期高齢者医療保険料'.

納付書または口座振替などにより納付された金額のみの記載です。

Table showing '年金の源泉徴収票【見本】' with columns for '年金の種類' and '源泉徴収額'.

年金天引き分の金額については、源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

eLTAXについて

eLTAXを利用した提出を推進しています。国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

Diagram and text for eLTAX system, including steps for 'ご利用の流れ' and '給与支払報告書・源泉徴収票もeLTAXで簡単に作成・提出できます!'.

償却資産の申告書の提出をお願いします

【問合せ】税務課 固定資産税係(田沢湖庁舎) ☎(43)1109

令和6年度の固定資産税償却資産の申告期間になりました。令和6年1月1日現在所有の償却資産について、1月31日(※)までに申告書の提出をお願いします。

● 償却資産とは、 農業・商店などの経営や駐車場・貸家の賃貸などの事業に用いる構築物・機械・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

個人事業主・営農者の方へ 市県民税等申告相談の際の減価償却費の申告と、固定資産税償却資産の申告は異なります。

- 提出期限/1月31日(※)
● 提出先/税務課、角館・西木市民センター、各出張所



児童扶養手当について

【問合せ】子育て推進課 家庭援護係(角館庁舎) ☎(43)222800

父母の離婚などにより、父または母と生計を別にする児童を養育する父母(ひとり親)や、父母に代わって養育する方、障がいや就労できない配偶者がいる方などを対象に支給される手当です。申請することで支給されますので、対象の方はお問い合わせください。

● 児童の対象年齢 / 18歳未満の児童が18歳になる最初の3月末までが対象。(中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)

● 支給要件 / 次のいずれかにあてはまる児童を養育していること
① 父母が婚姻を解消した児童
② 父または母が死亡した児童
③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
④ 父または母が生死不明の児童
⑤ 父または母が1年以上遺棄している児童
⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

● 所得要件 / 制限あり
申請者、同居(世帯が別でも対象)の扶養義務者の前年中の所得額や養育費などにより、手当の一部または全部が支給されない場合があります。
※ 公的年金を受給している場合は、年金額(障害基礎年金などは子の加算分のみが対象)が児童扶養手当より低い場合は、その差額分の児童扶養手当が受給できます。
● 申請手続き / 支給要件に該当することを確認し、子育て推進課に面談を申し込んでください。
● 申請に必要なもの / 認定請求書、戸籍謄本(請求者、児童)、通帳コピー、マイナンバー、年金番号
※ 支給要件により追加添付あり



特別児童扶養手当について

【問合せ】子育て推進課 家庭援護係(角館庁舎) ☎(43)222800

特別児童扶養手当をご存じですか? 身体または精神(知的を含む)に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などを対象に支給される手当です。身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障がいがあると秋田県から認定されると、請求した月の翌月分から支給されます。

● 支給額 / 1級(重度) 月額 5万3700円
2級(中度) 月額 3万5760円

令和5年度 第2回文化財講習会

「烏帽子於也を楽しむ」③「外町のあらし」

【問合せ】文化財課(角館庁舎) ☎(43)233884

好評を得た「烏帽子於也」の続編です。講師は、仙北市角館町文化財保護協会の中田達男会長です。角館の内町に続き、外町の在りし日の姿を解説していただきます。

市指定文化財「烏帽子於也」は、郷校弘道書院の教授で、その後、久保田藩の明徳館詰役になった須藤半五郎(生家は武家屋敷松本家)が著作した寺子屋の教科書です。日常の知識を教える百科事典的要素を持ち、読み進むと当時の町の様子が浮かんでくる場面もあり、タイムス

リップした気分になります。ふるってご参加ください。
事前申し込みとしますので、受講希望の方は次までご連絡願います。
● 日時 / 1月26日(金) 10時~11時30分
● 場所 / 仙北市役所角館庁舎1階 101・102会議室
● 事前申込みの受付日 / 1月4日~1月19日(土・日曜日、祝日除く) 8時30分~17時15分
● 募集人数 / 先着30人
● 申込み先 / 仙北市文化財課 ☎43-3384

障がい者に準ずる・寝たきりと認められる方は 障害者控除を受けることができます

【問合せ】長寿支援課(角館庁舎) ☎(43)222801

障がい者に準ずるまたは寝たきりと認められる方は、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより所得税法や地方税法の障害者控除を受けることができます。
「障害者控除対象者認定書」が必要な場合は次の場所へ申請してください。なお、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在の状況により発行するものです。

● 対象者 / 次の要件をすべて満たす方
● 65歳以上で要介護認定者のうち一定の条件にあてはまる方
● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
● 控除を受ける本人または扶養親族が所得税や市・県民税課税の方
● 認定書申請窓口 / 長寿支援課または各市民センター・各出張所

寝たきりの方のおむつ代が 医療費控除の対象になります

【問合せ】長寿支援課(角館庁舎) ☎(43)222801

傷病によりおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、申告することにより医療費控除の対象となります。
● おむつ代の医療費控除を受けるのが初めての場合 / 市役所窓口へおむつ使用証明書(用紙)を添付して申請してください。
● おむつ代を医療費控除の明細書に記入し、証明書を添付して申請してください。

● 添付して申告してください。
● おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合 / 介護保険法の要介護認定を受けている方は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所へ申請してください。
● 証明書申請窓口 / 長寿支援課または各市民センター、各出張所

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)」 「灯油購入費緊急助成事業」を実施します

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)222555

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増をふまえて、特に家計への影響が大きい低所得世帯(世帯全員の令和5年度市民税均等割が非課税である世帯)に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)」として1世帯あたり7万円(課税者の被扶養者のみで構成される世帯を除く)、「灯油購入費緊急助成事業」として1世帯あたり8千円を給付します。

● 対象世帯 / 令和5年12月1日(基準日)において仙北市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度市民税均等割が非課税である世帯。
※ ただし、7万円の給付は課税者の被扶養者のみで構成される世帯は対象となりません。また、追加分となっていますが、前回3万円の給付対象世帯であっても、世帯状況の変動により、7万円の給付対象とならない場合があります。

● 支給額 / 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分) : 1世帯あたり7万円
● 灯油購入費緊急助成事業 : 1世帯あたり8千円

● 申請方法 / 対象となる世帯には、仙北市から書類(青色のA4封筒)を送付します。発送は1月10日(水)頃を予定しています。

▼ ご注意ください!

本給付金を装った「特殊詐欺」や「個人情報」、「通帳、キャッシュカード」、「暗証番号」の詐取にご注意ください! 仙北市職員などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること、コンビニエンスストアでギフトカードの購入を求め、給付のために手数料の振り込みを求めると、絶対にありません。少しでも不審な電話や郵便物が届いたら、仙北市消費生活センター(角館庁舎)や最寄りの警察署にご連絡ください。
▶ 仙北市消費生活センター ☎43-3313
▶ 仙北警察署 ☎53-2111

※ この事業の実施により、仙北市生活応援灯油暖房費助成事業は行いません。

市有財産(バス車両)を公売します

【問合せ】教育委員会学校教育課(西木庁舎) ☎(43)33382



次の物件について、条件付き一般競争入札による公売を行います。

● 公売物件/マイクロバス:1台

▼日産 シビリアンSX(PDGE HW41)・平成20年10月登録・車台番号EHW41-040158

※詳細については仙北市ホームページより「車両の概要」をご覧ください。

● 最低売却価格/非公開

※入札保証金・契約保証金は免除

● 物件の公開について

▼期間:1月17日(水)~1月23日(火)

▼時間:9時~15時

▼場所:西木庁舎車庫

※事前に立会時間をご予約ください。

● 入札方法/最低売却価格(予定価格)以上の金額で、最高価格を入札した方と売買契約を締結します。

※最低価格同額が2人以上の場合はいくじ引きで決定します。

● 入札参加資格

▼個人:仙北市に住居基本台帳登録されている方

▼法人:仙北市競争入札参加資格審査台帳に登録されている法人

● 入札申込/市有財産公売参加申込書に必要事項を記入のうえ、書類を添えてご提出ください。提出書類などの詳細は仙北市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。



公募型プロポーザルによる公売について

【問合せ】管財課(田沢湖庁舎) ☎(43)11114



旧中町庁舎の土地、建物を公募型プロポーザルにより公売を行います。

● 土地/角館町中町36番、七日町4番、七日町5番1 総登記面積1064.77㎡

● 建物①/旧中町庁舎 延床面積325.75㎡

● 建物②/車庫・物置 延床面積69㎡

● 最低売却価格/2037万1400円(税込み)

※土地に関しては非課税になります。

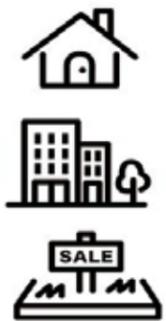
※今回の公売では、土地・建物一括でのみの売買となります。

● 応募申込期間/1月4日(木)~1月31日(水)まで

● 応募書類提出先/仙北市総務部管財課(田沢湖庁舎2階)

※詳細についてはホームページをご覧ください。

なるか、管財課までお問い合わせください。



観覧者募集 デジタル人材育成講座発表会

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)11112



仙北市では、高校生から社会人を対象にした「デジタル人材育成講座」を実施しています。

12月から全5回の講座を受講し、スマートフォンアプリの開発体験を通してITスキルの習得をめざす受講生の成果発表会を開催します。

● 日時/1月18日(木)16時30分~18時(受付16時15分)

● 場所/仙北市役所角館庁舎1階

● 申込期限/1月15日(月)

● 申込方法/電話またはメールにて、氏名・住所・電話番号をお知らせください。

● 申込先/(事務局)株式会社リベンリ秋田

☎050-3154-1002

Email dx@liberri.com

● その他/講座内容の詳細は、次の二次元コード、または、広報せんぼく11月号の13ページをご覧ください。

詳細はこちらから↓



市有財産(バス車両)を公売します

【問合せ】まちづくり課(田沢湖庁舎) ☎(43)33315



次の物件について、条件付き一般競争入札による公売を行います。

● 公売物件/マイクロバス:1台

▼日野 リエッセ(BDDGRX6J FBA)・平成19年車

※状態が悪く修繕を行わなければ車検に通りません。

※自走できない状態のため、現在駐車している仙北重機工業前からの移動費用についてもご負担していただく必要があります。

● 物件の公開日時および場所

▼期間:1月17日(水)~1月24日(火)

▼時間:8時30分~17時15分

▼控所:仙北重機工業株式会社 本社前駐車場

※事前にお問い合わせください。

● 入札方法/紙入札方式

● 落札方法/最低販売価格(予定価格)以上の金額で、最高価格を入札した方と売買契約を締結します。

※最高価格同額入札者が2人以上の場合はいくじ引きで落札者を決定します。

● 入札参加資格

▼個人:仙北市に住居基本台帳登録されている方

▼法人:仙北市競争入札参加資格審査台帳に登録されている法人

● 入札申込方法/1月17日(水)~1月24日(火)(土・日曜日を除く)の期間でまちづくり課(田沢湖庁舎



2階)へ8時30分~17時まで、次の書類を提出してください。(郵送不可)

○入札参加申込書

○登記事項証明書の写し(法人の場合)

○住民票の写し(個人の場合)

○市税納税証明書(非課税の場合はその証明書)

● 入札について

▼入札日:1月26日(金)10時

▼場所:田沢湖庁舎3階 第1会議室

※入札開始10分前まで受付してください。遅れた場合は辞退とみなします。

※入札に必要な書類などはまちづくり課にお問い合わせいただくか、仙北市ホームページをご覧ください。

● 契約締結および代金の納入

落札者は、落札後に契約締結し、契約締結後7日以内に落札代金の全額を納入していただきます。

なお、車両の引き渡しは2月1日以降とさせていただきます。

仙北市協働によるまちづくり提案型補助金事業のお知らせ

【問合せ】まちづくり課(田沢湖庁舎) ☎(43)33315



仙北市では、市民など団体が実施するまちづくり事業を支援するため補助金を交付しています。

ぜひご利用ください。

● 補助対象事業

①市民など団体が地域の活性化や地域課題の解決に向け、自ら企画し実施するまちづくり事業

②新型コロナウイルス感染症拡大に対応した「新しい生活様式」に関する事業

※事業内容について、事前にご相談を受け付けています。

※3月末日までに事業実施、実績報告までを終える事業に限りです。

● 補助対象団体/対象となる市民など団体は、次のいずれかに該当する3人以上で構成された団体となります。ただし、要項により対象とならない場合もありますので、詳しくは市ホームページにてご確認ください。

①市民の福祉向上および利益の推進を目的とする非営利の団体

②活動拠点を市内に有し、市内において活動を行っている団体

③規約、会則などがあり、適正に会計処理が行われている団体

● 補助金の額/原則として、補助金対象経費総額の2/3とし、30万円を上限とします。

【応募方法】

「仙北市協働によるまちづくり提案型補助金事業」募集要項などを市のホームページに掲載するほか、まちづくり課へご連絡していただければ応募関係書類を配布します。必要事項を記入のうえ、田沢湖庁舎2階まちづくり課までご持参いただくか、または郵送願います。

● 交付の決定/応募された提案内容を審査のうえ、交付の可否を決定します。

● その他/詳細についてはまちづくり課までお問い合わせください。

詳細はこちらから↓



補助金



【令和6年4月1日採用】
仙北市職員採用試験のお知らせ

【問合せ】総務課 職員係(田沢湖庁舎) ☎(43)1111

●試験区分・受験資格

●社会人経験者/次の要件をすべて満たす方

①学校教育法による大学(短期大学および高等専門学校を含む)を卒業した方

②昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方

③行政、土木、建築、文化、芸術情報システムに関する職務経験が3年以上ある方

④採用後、仙北市に居住できる方

●採用人数/5人程度

●第1次試験/性格特性検査、小論文

●日程/1月28日(日)

●場所/仙北市役所田沢湖庁舎(仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地)

●第2次試験/

●日程/2月18日(日)

※詳細は第1次試験合格者にお知らせします。

●合格者の採用日/令和6年4月1日予定



●申込方法/パソコンやスマートフォンインターネット環境から「秋田県仙北市電子申請・届出サービス」にアクセスし、利用者登録と受験申込を行ってください。
https://apply.e-tumo.jp/city-semboku-akita-u/offer/offerlist_intdisplay

●申込受付期間/1月12日(金)17時15分まで

令和6年度放課後児童クラブ利用申し込み案内

【問合せ】子育て推進課(角館庁舎) ☎(43)2280

仙北市では、保護者の継続的な労働などにより、放課後に家庭で保育できない小学生を対象に、健全な遊びや生活の場を提供するため、放課後児童クラブを開設しています。

利用を希望する方は、必ず申込期限までに利用申請書類を提出してください。

●対象児童(要件)/保護者の労働などにより、放課後に家庭で保育することが困難な小学新1～6年生 ※申し込みにあたっての注意事項などについては、配布書類を必ずご確認ください。

●放課後児童クラブ

名称	場所	定員
白樺児童会	生保内小学校内	114人
ポプラ学園	神代小学校内	60人
かくのたて児童クラブ	角館児童館内	80人
かしわっこクラブ	白岩小学校内	28人
中川っ子クラブ	中川コミュニティセンター内	28人
マロンクラブ	農協大豆総合センター内	40人
ひのきっこクラブ	松木内小学校内	30人

●利用期間/令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)(1年ごとの申し込み)

●利用日時/月曜日から金曜日の登校日:放課後18時30分
土曜日、長期休業期間、平日の振替休業日:7時30分～18時30分(昼食持参)

※休業日:日曜日・祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

●申請書類配布開始/12月21日(木)～

●申込期間/1月4日(木)～19日(金)

●申請書類配布・提出場所/子育て推進課(角館庁舎)、各市民センター、各出張所、各放課後児童クラブ(14時30分頃から職員がいます) ※申し込みをいただいても、審査により対象要件に該当しない場合や定員を上回る場合などにより、利用が認められないことがありますので、あらかじめご了承ください。

●利用の決定/利用の可否については、3月中旬に通知する予定です。

●利用料(月額)/3000円

●減免対象者(市民税非課税要件なし)

生活保護世帯:0円
ひとり親世帯:1500円
2人以上利用:2人目以降1500円

産前産後期間の国民健康保険税が免除となります

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

令和6年1月より、出産予定または出産された国民健康保険被保険者の被保険者均等割額および所得割額が免除となります。(※出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)および早産の場合も対象となります)対象となるのは令和5年11月以降に産出された方で免除となる期間は次のとおりです。

●単胎出産の場合・・出産予定日が属する月の前月から出産予定日が属する月の翌々月の計4か月分

【例】6月出産予定の場合

4月	5月(前月)	6月(予定月)	7月(翌月)	8月(翌々月)	9月
対象外	免除	免除	免除	免除	対象外

●多胎出産の場合・・出産予定日が属する月の3か月前から出産予定日が属する月の翌々月の計6か月分

【例】6月出産予定の場合

2月	3月(3月前)	4月(2月前)	5月(前月)	6月(予定月)	7月(翌月)	8月(翌々月)	9月
対象外	免除	免除	免除	免除	免除	免除	対象外

対象となる方の届出について、本市では、『出産育児一時金の支給など』により出産の事実を確認することにより、届出を不要としています。ただし、他市町村から転入された方については、出産育児一時金の支給などが確認できないため届出をお願いすることがあります。

仙北市堆肥センター冬期間の休業日について

【問合せ】農業振興課(角館庁舎) ☎(43)2206

仙北市堆肥センターでは、冬期間(2月まで)において、施設メンテナンス作業のため次の期日を休業日とします。ご不便をおかけしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

【冬期間の休業日】土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

市民バス(スマイルバス)「中川線」のよびの角館への移行について

【問合せ】まちづくり課(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

JR角館駅と角館町西長野野田間を運行している市民バス(スマイルバス)「中川線」について、地域からのご要望を踏まえ、4月1日より現在角館地区を中心に運行しているデマンド交通「よびの角館」の運行範囲を拡大し、現行の定時・定路線型から予約型の乗合タクシーへと変更しての運行を予定しています。

つきましては、説明会を次の日程により開催しますので、ぜひご来場ください。

中央公民館図書室の利用について

【問合せ】中央公民館(西木庁舎) ☎(43)3535

中央公民館(西木総合開発センター)の図書室では、趣向を凝らした図書コーナーや本の貸出を行っています。貸出時間は、平日の午前9時から午後5時まで、ほかに読みたい本があれば、学習資料館や田沢湖図書館にある本なら借りることができます。今月は、「多様性を考える」をテーマに、最新の絵本を取り揃えた特設コーナーを設けていますので、お気軽にお立ち寄りください。

「第2次仙北市総合計画改訂版(案)」に関するパブリックコメント(意見募集)の実施について

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)11112

今般、市の最上位計画である「第2次仙北市総合計画改訂版(案)」を策定しました。この計画(案)について、市民の皆様からのご意見を募集します。

◎計画の名称

第2次仙北市総合計画改訂版(案)

●意見書の提出期間/1月15日(月)まで

●公表期間/1月15日(月)まで

●公表場所

○田沢湖庁舎2階企画部企画政策課

○角館庁舎1階角館市民センター

○西木庁舎1階西木市民センター

※時間は8時30分~17時まで

●仙北市公式ウェブサイトを新着情報一覧または行政情報各機関からのお知らせ企画政策課パブリックコメントをご覧ください。



※計画(案)は各市民センター窓口にて閲覧用として備えています。

●意見の提出方法/郵送、FAX、電子メール

※意見書様式は公表場所に備え付けているほか、仙北市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

●意見の提出先

○郵送/仙北市企画部企画政策課

〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地



○FAX/0187-43-1300(企画部企画政策課宛)

○メール/kikaku@city.semboku.akita.jp

●留意事項

いずれの方法で提出する場合も、提出される方の住所および氏名を明記してください。

※住所・氏名を明記していない場合には、提出意見として扱わない場合もあります。

●提出された意見の公表

意見書は、市の考え方を付して内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理しまとめて公表することがあります。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて市の考え方を示すことはしませんのでご了承ください。

第3回仙北市SDGs川柳コンクール

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)11112

SDGsの機運醸成を目的に始まった「仙北市SDGs川柳コンクール」は今回で第3回となります。SDGsを考えるきっかけとして、ぜひ川柳コンクールにご参加ください!

応募方法や賞品など詳しくは、広報せんぼく12月号の22ページか、下記二次元コードの応募専用フォームからご確認ください。

●応募資格

仙北市在住の方

仙北市内の学校に通学している方

仙北市内の企業にお勤めの方

●応募方法

下記二次元コードの応募専用フォームで応募ください。

※応募専用フォームにはスマートフォンなどでインターネットで接続できます。

※応募専用フォームでの応募方法が分からない場合は、スマートフォンをお持ちになって、市企画政策課(問合せ)参照) または、

仙北市SDGs川柳コンクール特別パートナーである「サラッと一句!わたしの川柳(旧サラリーマン川柳)」

柳)でお馴染みの第一生命保険株式会社の角館営業オフィスにお尋ねください。

●仙北市SDGs川柳コンクール特別パートナー

第一生命保険株式会社

秋田支社角館営業オフィス(仙北市角館町水ノ目

沢83-32)

☎050-3782-0086

(平日 9時~15時30分)

※応募専用フォームは、「仙北市SDGs川柳コンクール」のものであり、「サラッと一句!わたしの川柳」のものではありません。

●募集期間/1月29日(月)まで

応募専用フォーム

↓

QRコード

↓

応募専用フォーム

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS logo and QR code for the 3rd Sakuragi City SDGs Haikai Competition.

仙北市地域おこし協力隊コラム

就任から7か月が経ちました

溝口真矢

仙北市の皆さん、こんにちは。今年4月から地域おこし協力隊として仙北市で活動している溝口と申します。東京から元々縁もなかった秋田県に移住して7か月が経ちました。仙北市の自然の豊かさに圧倒されながら、地域の方々と交流したり、県外からの多くの訪問者の受け入れなどをしながら、この地域で何ができるかを探っているうちにあっという間に時間が過ぎてしまいました。

その中で私が感じた仙北市の魅力は、大自然の環境に人々が寄り添いながら生活を営む豊かな里山の姿です。里山は、ただ美しい自然の景観だけではなく、自然の偉大さを理解し、損得勘定なしに助け合って生きていく人々のつながり、そしてその中で育まれたその地に適した生き方の知恵が必要です。

仙北市には、豊かな水源と農作物を育てる土があり、温泉があり、厳しい気候を乗り越える生活の知恵や助け合いがあり、土地に根付いた豊かな食文化もあります。都会で育った私には、これらは旅行で出かけて



写真は茅刈りの手伝いをしたときの様子、向かって左端が私溝口です。

たまに体験できるような、非日常的なものという思い込みがありました。でも、本来生活という最もエッセンシャルなものの中に存在してこそ、仙北市にあるような豊かさの本質が享受できるものだ、こちらに住み始めてから思い至りました。そういった環境が私にとってのあるべき里山の姿です。

みんのつぶやき ~もっと台湾が好きになる~ 第23回

秋田在住5年目になっても、初雪を見るとやっぱりワクワクが止まりません。どうも、台湾出身の仙北市国際交流員の黄敏(ファンミン)です。こちらのコラムでは、普段は国際交流員としての業務内容を中心に紹介させていただきましたが、今回は仕事内容ではなく、私のプライベートについて初めてお話ししたいと思います。



左がテト、右がカル。

実は私は一人暮らしではありません。アパートには大事な猫家族2匹が私の帰りを待ってくれます。元家猫のテトは県内の保健所から引き取りました。彼は人が大好きなキジトラ、我が家の営業部長です。元野良猫のカルは同僚宅の敷地内に住み着いた猫ファミリーの子猫のなかの1匹でした。最初はあんまり懐いてくれませんでした。最初はあんまり懐いてくれませんでした。最初はあんまり懐いてくれませんでした。最初はあんまり懐いてくれませんでした。

4年前故郷台湾から親元を離れ、一人で秋田にきました。自分はホームシックになりにくい体質と思っていましたが、コロナ禍が予想以上に続いて、結果母国には3年も帰れませんでした。寂しいと感じたときもありますが、後悔したことは一度もないです。それは、ここにいると今までと違う新しい世界を体験できるからです。知らないことや挑戦できることがあるとワクワクします。2024年この新しい年でこの気持ちを忘れずに1人と2匹で頑張っていきます。皆さんにとっても素敵な年でありますように!